

ながさき海洋・環境産業拠点特区

本工場と飛び地工場間の公道輸送に係る特例措置の特例活用(平成25～29年度実施)

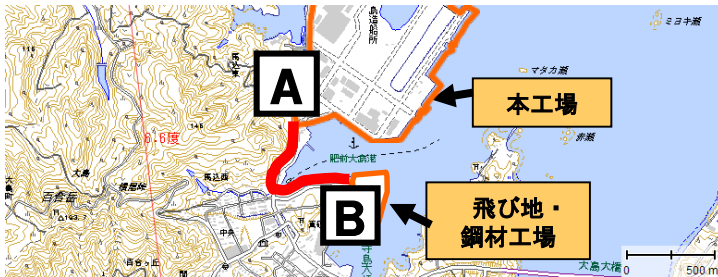
特区の主な目標

○本特区では地球温暖化防止に貢献するため、基幹産業である造船業の技術力を活かし、燃費性能に優れたCO2の排出が少ない高付加価値船・省エネ船の建造を促進するための環境整備を図っていく。

事業イメージ

○具体的取組として、道路運送法における保安基準の緩和措置を活用し、本工場と飛び地工場間の資材運搬用トレーラーによる公道輸送における事務作業負担の低減等を図った。
保安基準における公道輸送の制限事項[031]を付さないことで、一時的解除許可の申請手続が不要となり、更新申請時の提出書類が簡素化される。

運搬時トレーラーが走行する公道(A～B間)



従来	◆車両は「長さ」と「最小回転半径」が基準を超過	保安基準の緩和認定
「道路運送車両の保安基準」の緩和認定申請		
①緩和事項 [001] 長さ [008] 最小回転半径	■根拠規定 ○保安基準 第55条第1項 ○基準緩和自動車の認定要領 第3(1)	緩和認定において、本特区内では積載貨物の固縛について十分な措置を取ることを前提として、「②制限事項 [031]」を付さないこととする。
②制限事項 [029] 連結時最大延長を表示 [027] 連結時最小回転半径を表示 [031] 積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品 [073] ポール積載運行の際は黄色の灯火を備えること。	■根拠規定 ○保安基準 第55条第2項 ○基準緩和自動車の認定要領 第7	

特区における効果

○更新申請時の大量の事務作業が不要となり作業時間が1/4になったことで、事業者の作業負担が軽減され、輸送コストの低減につながった。これにより高付加価値船・省エネ船建造の促進に寄与した。

高付加価値船・省エネ船の建造量(単位:万総トン)

	H23(当初)	H25	H26	H27	H28	H29
目標値	—	182	203	207	217	220
実績値	160	187	213	205	226	201
進捗度	—	103%	105%	99%	104%	91%